

第2回安曇野市環境審議会 会議概要

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 会議名 | 第2回安曇野市環境審議会 |
| 2 | 日時 | 令和5年7月19日(水) 午後1時30分から午後3時5分まで |
| 3 | 会場 | 豊科交流学習センター「きぼう」 |
| 4 | 出席者 | 環境審議会 植松晃岳 会長、横田耕太郎 委員、塚田弘子 委員、
山崎淳 委員、畑中健一郎 委員、渡辺正幸 委員、今井隆一 委員、
岡江正 委員、堀井勇司 委員、降旗幸子 委員、原弥生 委員、平林昭敏 委員、
磯野康子 委員 |
| 5 | 市側出席者 | 市民生活部 沖部長
環境政策担当 百瀬補佐、丸山補佐、土屋主査、古屋主事
環境保全係 土屋係長、正岡主事 |
| 6 | 公開・非公開の別 | 公開 |
| 7 | 傍聴人 | 0名 |
| 8 | 会議概要作成年月日 | 令和5年8月17日 |

協議事項等

【進行表】

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 報告事項
 - (1) 環境基本計画 令和4年度 年次報告書について
 - (2) 太陽光発電設備の設置等に関する条例の施行に伴う住民説明会の開催状況と条例施行規則の内容について
4. 協議事項
 - (1) 安曇野市公害防止条例の改正について
 - (2) 市長への提言について
5. その他
6. 閉会

【議事】

報告事項(1) 環境基本計画 令和4年度 年次報告書について

<環境課から説明>

<質疑・意見>

特になし

報告事項(2) 太陽光発電設備の設置等に関する条例の施行に伴う住民説明会の開催状況と条例施行規則の内容について

<環境課から説明>

<質疑・意見>

特になし

協議事項（１）安曇野市公害防止条例の改正について

<環境課から説明>

<質疑・意見>

（委員）害鳥威嚇用爆音機を特定行為から特定施設に変更するということだが、特定施設に変更することにより、日曜日、休日における作業がなくなることもあるのか。

（環境課）爆音機については、もともと特定行為としてリストに含まれていた。規制基準は他の特定建設作業とは別で定めている。日曜日、休日における作業が禁止されるリスト内には含まれていない。特定施設に変わったからといって、規制基準が変わるといったことはないが、届出の方法などが変わる。

（委員）長野市で非常に不幸なトラブルがあった。騒音のクレームにより、園児や小学生が遊ぶ公園が結果的に閉鎖されてしまった。安曇野市公害防止条例の中で、そういったクレームに対して、どのような対応ができるようになっているのか。一部の住民によるクレームだと報道されていたが、一人の住民によるものであった。結果的に公園は閉鎖してしまった。正直、子どもの声が公害だとは思わない。その辺について、どのように対応するのか。

（環境課）子どもの声は、安曇野市公害防止条例の規制や基準に該当するものではなく、この条例の中で、止めなければいけないと定められているものではない。しかし、第5条（苦情及び紛争の処理）では、「公害に関する苦情がある者又は紛争の当事者は、市長に対し、苦情又はあつせんの申立てをすることができる。」と記載がある。そういった苦情が入った際は、職員が間に入り、意見をすり合わせ、許容範囲や利用方法について話し合いをする。市は間に入るが、実際にどう行動するかは当事者間の話し合いで決めていただく。

（委員）条例の規制対象外であり、行政としては、通常の住民サービスとして仲介するという捉え方でよいか。

（環境課）そうである。

（会長）安曇野市公害防止条例改正について、環境審議会の立場としては、協議することとなっているがどういう意味合いか。

（環境課）改正前の第8条（騒音等の規制）の2項に、「市長は、規制基準を定めようとするときは、環境基本条例第17条の規定により設置する安曇野市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。」と記載がある。

（会長）市にはいろいろな条例があるが、条例ごとに、管轄する審議会に意見を聞くことが決まっているということか。

（環境課）そうである。

（会長）環境審議会の委員が読んでも、おそらく理解できていないと思う。この短い説明だけで、協議したということにしてしまってもよいということであればこれで終了する。協議をもう一度するのか、事務局に考えていただきたい。その辺の意見について、部長はどうか。

（部長）もう少し早い段階で、資料の提供や説明をするべきだったと思う。これからそれぞれの関係で協議を行い、パブリックコメントも行っていく。今日で終わりということではなく、環境審議会の皆さまから、ぜひ忌憚のないご意見を頂戴できればと思う。

(環境課) 11月の次回の環境審議会で、もう一度安曇野市公害防止条例の改正について説明し、協議させていただきたい。

(委員) 審議の結果を11月にずらすということか。

(環境課) 環境審議会での協議のスケジュールは、1回目が7月19日、2回目が1月18日である。次回の環境審議会は、11月である。疑問点がある部分について、11月の環境審議会に取りまとめたい。

(委員) 新旧対照表が分かりにくい。条例や規則を変えた理由が大事であるが、理由が記載されていない。ワンポイントでもいいので、改正前と改正後の間に、理由を記載していただくと分かりやすい。

(委員) 環境審議会の委員をしているが、公害について詳しいことは分からない。専門的に説明されても、理解ができない。これを審議できるのか、そういう立場にあるのかと疑問を持った。ページを追いかけるのに精一杯で、自分に審議する資格があるのかどうかと悩むところである。

(会長) 今日、安曇野市公害防止条例の改正について協議したということにはならないと思う。条例改正スケジュールでは、7月19日に環境審議会での協議となっているが、協議ではなく、説明報告があったという認識にしたいがよろしいか。協議については、11月の次回の環境審議会でもう一度丁寧な資料説明をお願いしたい。

(委員) 条例の順番がだいぶ変わっていたが、説明がなかった。項ずれのレベルではなく、順番がかなり入れ替わっているので、説明していただきたい。また、改正事項要点の中で、例えば「バキュームカーを削除」の理由として、「現在利用されているものは昔ほど臭いが発生しない。」と記載されている。昔ほどというのがどのレベルなのか、もう少し定量的に、客観的な根拠があれば分かりやすいという印象を受けた。次回の参考にさせていただきたい。

協議事項(2) 市長への提言について

<環境課から説明>

<質疑・意見>

(委員) 長く感じたため、要点だけにして、短くした方がいい。ここで言いたいのは、具体的なアクションプランの設定と専門部署の設置、この二つだと思う。「3 今後の取り組みにあたっての提言」だけでもいいと感じた。「2 取り組みを推進するにあたっての事項」については、四つ項目があるが、二つ目の「目標の達成を見据えた具体的なアクションプランの設定」というのが重要なところであって、残りの三つはそこに含まれると思う。できるだけ短く簡潔にさせていただきたい。

(環境課) 簡略化して分かりやすくする。

(委員) 地球温暖化に特化した専門部署の設置は、本当に必要だと感じる。強く要望すること、強調していただきたい。

(委員) 簡潔にすべきだと感じる。環境審議会も含めて議論は行われてきたが、具体的にならなかった。具体的に進めるための専門部署の設置だと思うが、具体的に何ができるということがうたわれてないと、会議で意見を聞くだけで終わってしまう。専門部署を作るのであれば、専門部署で具体的に何ができるのかというところまで詰めておいた方がいいと思う。また、市

有施設の設計をする際、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の検討をしてくださいという話が出てくる。検討するだけでいいのか。2030年度までに二酸化炭素排出量を2013年度比の50%とする削減目標であれば、それに向けてハードを作っていかなければならない。検討しました、話を聞きましたでは済まらず、専門部署が力を持って、具体的に予算をつけてやらなければならないというくらいのことが見えてくるようでないと、ソフトはうまくまとまっているがハードは全然進んでいないということになりかねない。そういう意味では、もう少し具体性を書き込んだものがほしい。

（委員）地球温暖化対策に特化した専門部署とうたうより、安曇野ゼロカーボンシティ宣言を達成するための専門部署というような、具体的な提言の方がよりインパクトがあるかと思う。市長への提言の時期は、いつ頃を考えているのか。

（会長）温暖化防止対策の専門部署という抽象的なものよりも、もっと具体的に踏み込んだ方がいい。ゼロカーボン推進課という横文字よりも分かりやすい、脱炭素課、地球温暖化防止対策課でもいいと思う。しかし、提言するのは環境審議会だが、実際にするのは市である。環境審議会の皆さんの意見を取り入れて、具体的に〇〇課を作ってほしい、どういう体制でと直球で投げてもいいと思っている。ゼロカーボン宣言をしたが、ほとんどの市民は知らない。インパクトがあるものを作りたい。時期的には、できるだけ早く市長に提言したいと考えている。

（午後3時5分 議事終了 閉会）

【今後の予定】

・11月17日 第3回環境審議会